

埼玉県保険診療相談員設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県民、保険医療機関等からの診療報酬等に関する相談業務等に対応するため、埼玉県保険診療相談員（以下「保険診療相談員」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2 保険診療相談員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員とする。

(任用)

第3 保険診療相談員は、保険医療機関等又は審査支払機関等において、保険診療に関連する業務に原則として10年以上の経験を有し、県民、保険医療機関等からの相談業務等に携わるにふさわしいと認められる者とする。

(職務)

第4 保険診療相談員は、次の各号に掲げる事務に携わるものとする。

- (1) 診療報酬等に関し、県民、保険医療機関等からの相談、照会に応じ、必要な調整を行うこと。
- (2) 前号の事務に係る情報の収集並びに関係資料の作成及び整理を行うこと。
- (3) その他保険診療用務に関し、必要な事務を行うこと。

(服務等)

第5 保険診療相談員の服務その他の勤務条件に関しては、会計年度任用職員要綱（令和2年3月30日人第1218号）によるものとする。

(報酬等)

第6 保険診療相談員の報酬、期末手当及び費用弁償等は、会計年度任用職員の報酬等に関する条例（平成31年3月19日埼玉県条例第6号）に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。